

## 1 2 女性・母子・父子及び寡婦福祉

### 1. 女性福祉

#### (1) 概況

女性保護事業は、売春防止法に基づいた婦女子の保護更生転落の未然防止が目的でしたが、令和6年4月1日、困難な女性を抱える女性への支援に関する法律が施行され、女性に関するあらゆる問題についての相談に応じています。

高山市においては、こども家庭センターに女性相談員を配置し、困難な問題を抱える女性の相談に対して、法に基づいた助言・指導を行うほか、配偶者等の暴力に関する啓発活動なども行っています。

また、必要に応じて民生児童委員や他機関と連携した支援を行っています。

#### ア 女性相談員の経路別受付

(令和5年度実績) (単位：人)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談所	他の女性相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	電話による相談	計
新規	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	59
再来	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	11

#### イ 女性相談員の処理状況

(令和5年度実績) (単位：人)

年間処理済実人数	処 理 事 項										計
	保護施設へ収容	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	女性相談所へ移送	他県相談所へ移送	関係施設へ移送	助言・指導	その他	
70	0	0	0	0	0	2	0	0	67	1	70

### 2. 母子・父子及び寡婦福祉

#### (1) 概況

母子、父子及び寡婦福祉に関する施策は年々充実してきていますが、離婚による母子家庭等の割合が高まるにつれ、母子等の若年齢化、脆弱な経済基盤、児童に対する養育能力の低下等が大きな問題となっています。

こうした家庭に対しては、実情の把握、母子寡婦福祉会など関係団体への加入の促進、各種の相談・指導、母子生活支援施設への入所、福祉資金の融資等を通して生活の安定化と自立更生を支援しています。

また、児童については、母子・父子福祉センター等のレクリエーション行事や遺児激励金などによる援助のほか、母親等が適切に養育義務を遂行できるよう、家庭児童相談室等の相談業務を通じて支援を行っています。

12 女性・母子・父子及び寡婦福祉

なお、平成 15 年度から母子家庭医療給付事業を父子家庭も対象とするなど、母子・父子家庭の生活の向上に寄与しています。

ア 母子相談の処理状況

(単位：件)

区分	相談指導事項	年度				
		31	2	3	4	5
一般生活相談	住 宅	8	5	0	0	0
	医 療	0	0	0	0	0
	家 庭 紛 争	0	0	0	0	0
	就 職	8	11	0	0	0
	内 職	0	0	0	0	0
	結 婚	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	23	0	0
児童相談	養 育	558	610	574	932	1,074
	教 育	38	0	0	0	0
	就 職	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	44	81
生活支援	母子福祉資金	44	60	70	70	64
	寡婦福祉資金	0	0	0	0	0
	公 的 年 金	0	0	0	0	0
	児童扶養手当	0	0	0	0	0
	生 活 保 護	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
その他	母子生活支援施設	0	0	0	0	0
	たばこ販売	0	0	0	0	0
	売 店 設 置	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
計		564	656	667	1,046	1,219

イ 母子・寡婦福祉資金の貸付状況

(令和 5 年度実績) (単位：件・千円)

種 別	件数	金額
修 学 資 金	4	8,280
就学支度資金	3	1,004
住 宅 資 金	0	0
技能習得資金	0	0
修 業 資 金	2	600
就職支度資金	0	0
計	9	9,884

ウ 父子相談の状況

(令和 5 年度実績)

内 容	相 談 受 付	相 談 員 数	件 数
父子家庭の相談、指導 (昭和 54 年 1 月より)	毎週月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 高山市こども家庭センター	5 人	35 件

エ 母子・父子福祉センター

施設名	開設時期	職員数	所在地	構 造
高 山 市 母子・父子福祉 セ ン タ ー	昭和 60 年 4 月 1 日	1 人	昭和町 2 丁目 224	鉄筋コンクリート 4 階建(3 階部分使用) 総合福祉センターとしての複合施設 延面積 2,390.46 m <sup>2</sup> 使用面積 295.80 m <sup>2</sup>

### 3. 遺児激励金の支給

#### (1) 高山市遺児激励金

病気や事故などにより、親等を失った児童（満 17 歳までの遺児もしくは満 18 歳で高等学校等に在学中の遺児）に対して、毎年、激励金を支給しています。また、遺児が中学校または高等学校等を卒業して就職する際には、就職支度金を支給しています。

ア 遺児激励金 支給額（年額）…乳幼児・小学生：20,000 円、中学生：35,000 円  
高校生等：50,000 円 (単位：人・千円)

年 度	31	2	3	4	5
乳幼児・小学生	51	42	38	43	50
中学生	33	34	35	30	30
高校生等	50	49	39	47	48
支給人数	134	125	112	120	128
支給額計	4,925	4,480	3,935	4,260	4,450

イ 就職支度金 支給額：100,000 円 (単位：人・千円)

年 度	31	2	3	4	5
中学生	1	0	0	0	0
高校生等	4	8	4	2	4
支給人数	5	8	4	2	4
支給額計	500	800	400	200	400

#### (2) 高山市交通・火災災害遺児激励金

交通事故または火災により、親等を失った児童（満 17 歳までの遺児もしくは満 18 歳で高等学校等に在学中の遺児）に対して、遺児 1 名につき 200,000 円の激励金を支給しています。

(単位：人・千円)

年 度	31	2	3	4	5
支給人数	0	0	0	0	0
支給額計	0	0	0	0	0

### 4. 母子家庭等就業支援事業

ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取り組みを支援することにより、ひとり親家庭の自立促進を目的として、給付金を支給しています。

#### (1) 自立支援教育訓練給付金

雇用保険法における一般教育訓練給付金や特定一般教育訓練給付金の対象となる講座を受けた場合、受講修了後、費用の 3 分の 2 相当の給付金を支給します。(上限 20 万円、下限 1 万 2 千円)

雇用保険法における専門実践教育訓練給付金の対象となる講座を受けた場合、受講終了後、費用の 3 分の 2 相当の給付金を支給します。(年額の上限 20 万円、下限 1 万 2 千円)

#### (2) 高等職業訓練促進等給付金

市長が定める資格を取得するため、養成機関において半年以上修業する場合、修業中の生活費や学費等に対する支援として次の給付金を支給します。

12 女性・母子・父子及び寡婦福祉

- ・ 高等職業訓練促進給付金（毎月支給）  
住民税非課税世帯：100,000 円 住民税課税世帯：70,500 円  
（修学期間最終年の1年間については、月額4万円を増額）
- ・ 高等職業訓練修了支援給付金（修了後に一時金として支給）  
住民税非課税世帯：50,000 円 住民税課税世帯：25,000 円
- ・ 学費等支援金  
入学金、学費の3分の2相当の額（年額30万円を限度）